

議 第 2 5 号 議 案

富士見市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市議会基本条例（平成23年条例第12号）の一部を改正する条例を別紙の
とおり制定する。

令和4年12月16日提出

富士見市議会議長 齊 藤 隆 浩 様

提出者 議会運営委員会委員長 田 中 栄 志

提 案 理 由

政務活動費に係る規定を整理するため、富士見市議会基本条例の一部を改正したい
ので、富士見市議会会議規則第13条第2項の規定により、この案を提出します。

富士見市議会基本条例の一部を改正する条例

富士見市議会基本条例（平成23年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「会派の代表者」を「会派及び会派に所属しない議員」に改め、同条第2項中「会派の代表者」を「政務活動費の交付を受けた会派及び会派に所属しない議員」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。